

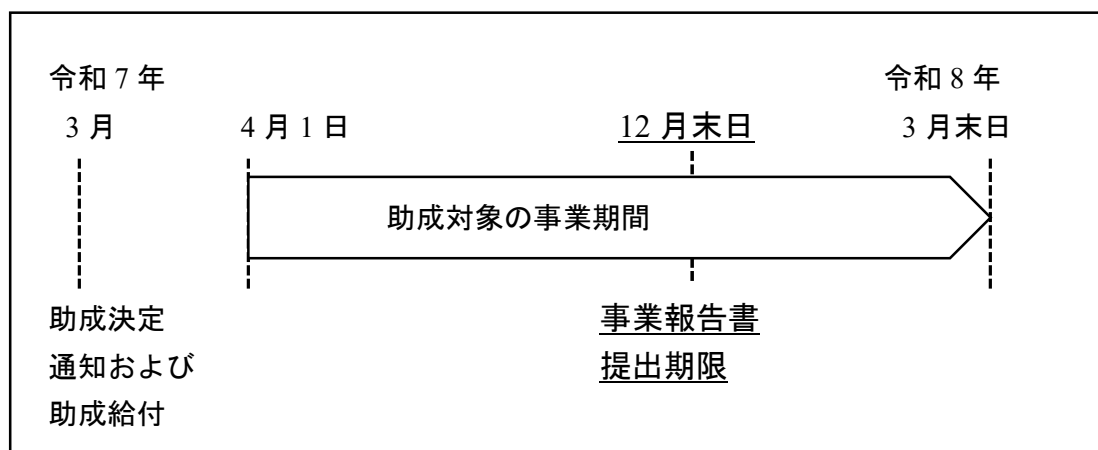
令和 7 年 4 月 1 日

令和 6 年度助成事業報告書のご提出について

公益信託「エコーいばらき」環境保全基金
受託者 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

事業報告書のご提出について以下のとおりご案内いたします。

1. 事業報告書の提出期限は令和 7 年 12 月末日（必着）です。
助成対象の事業期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月末までです。
しかし、助成決定通知の際にご案内しましたとおり、取りまとめの都合上、
事業報告書の提出期限は令和 7 年 12 月末としてありますのでご注意ください。



提出期限を超えてもご提出いただけない場合、または著しく提出が遅延する場合は、運営委員会に通知し、次年度以降の申請の際に審査の要素として考慮される場合があります。

2. 事業報告書は最新のものをご使用ください。
事業報告書の書式は改定されることがあります。過年度の書式をそのまま使用された場合、差し替えをお願いすることがあります。

令和 7 年 3 月に助成決定通知をお送りしました令和 6 年度助成金用の事業報告書用紙には、左上に「提出期限 令和 7 年 12 月末日（必着）」「（令和 6 年度助成用）」と記載されています。

3. 三菱ＵＦＪ信託銀行の HP からダウンロードいただいた事業報告書は、Word 形式ファイルですのでそのままご入力いただけますが、文言の削除等改編はできません。

4. 事業報告書用紙の各記入欄は以下のとおりです。

(1) 右上「日付」欄

ご記入された日付をご記入ください。

(2) 「住所 団体名 代表者名」欄

①応募時にご提出いただいた「助成金給付申請書」と同じ内容をご記入ください。団体で助成決定を受けられた場合は、団体住所、団体名、代表者名をご記入ください。

個人で助成決定を受けられた場合は、ご住所、氏名をご記入ください。

②「印」は、応募時にご提出いただいた「助成金給付申請書」と同じ印を押印ください。

③団体で助成決定を受けられ、代表者が変更となった場合は、以下を添付のうえ、新代表者名をご記名ください。

ア. 代表者変更後の団体役員名簿

イ. 代表者変更を議決した団体役員会等の議事録（写）

(3) 「連絡先」欄

①団体で助成決定を受けられた場合で、会計幹事等助成申請の窓口担当者が定められている場合は、その方のご住所、氏名、日中連絡が可能な電話番号、メールアドレスをご記入ください。

②個人で助成決定を受けられた場合で、日中連絡が可能な電話番号、メールアドレスがある場合はご記入ください。

個人の場合、ご住所、氏名は「(2)「住所 団体名 代表者名」欄」と同じものとなりますので、ご記入は不要です。

(4) 「助成金使途明細の概略または計画」欄

①助成決定時の申請内容どおりの助成金使途であることがわかるように費目、金額等を簡略にご記入ください。

- ②事業報告書提出段階で、助成対象事業が未了であり、助成金に残余额がある場合は、助成対象事業の進捗状況、助成金使用額を明示し、事業期間終了までの使用計画等をご記入ください。

ただし事業期間終了の令和 8 年 3 月末日までに残余额の使用予定がない場合は、残余额の返還が必要となりますのでご注意ください。

- ③領収書等を添付する場合は、写しを A4 の白紙に貼付しご提出ください。
正本はお手元に 3 年間保存してください。

(5)「事業の進捗状況・成果・感想等」欄

活動状況の補足資料等を添付する場合は、用紙サイズを A4 もしくは A3 としてください。写真等を添付する場合は、A4 の白紙に貼付してください。

5. 助成対象事業の中止、内容変更の場合の対応について

助成対象事業の遂行について以下のような事態が発生した場合は、すみやかに事務局までご報告ください。

- (1) 助成対象事業の遂行が不可能となった。
- (2) 助成対象事業の内容を変更せざるを得なくなった。
- (3) 資金計画が大幅に変更となった。ただし助成金給付申請額に対し、助成決定額が減額となったため、対象事業の内容を変更せず、事業規模を縮小しての実施、または自己資金の増額等の資金計画変更を除きます。

(事務局) 〒164-0001

東京都中野区中野 3-36-16

三菱UFJ信託銀行

リテール受託業務部公益信託課

TEL 0120-622372

(平日 9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

メール: koueki_post@tr.mufg.jp